

国民健康保険税の納税通知書を発送します

平成24年度の国民健康保険税の納税通知書を6月13日(水)に発送します。

国民健康保険は世帯主に課税されます。そのため、世帯主が社会保険などに加入されていても、同じ世帯の方が国民健康保険に加入されていれば、世帯主あてに納税通知書が届きます。

※税額は加入者のみで計算されます。

お手元に納税通知書が届きましたら、年税額、納付方法(納付書・口座振替・年金天引)などをご確認ください。

また、税率、納期など詳しい内容は同封の「平成24年度国民健康保険税のお知らせ」をご覧ください。

※口座振替の方は、登録口座の金融機関名や口座名義などをご確認ください。

異動の手続きはお早めに!

就職した、扶養に入ったなどで、他の健康保険に加入された場合、国民健康保険の資格は自動的になくなりません。必ず、資格喪失の手続きを行ってください。

◆手続き場所

・各庁舎の総合窓口

・小 国保年金課

◆手続きに必要なもの

- ・新しく加入した保険証
- ・国保の保険証
- ・印鑑

【問合せ】

・国保税に関すること

小 税務課

担当 野田・永江

☎73・8801

・異動手続きに関すること

小 国保年金課

担当 岩本・松尾

☎73・8802



障害基礎年金の請求をお考えの方へ

◆支給の条件

・障害の原因となった病気やけがの初診日が、国民年金の被保険者である時、または国民年金の被保険者であった方が、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満である時。

※初診日：障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日

・障害の程度が、障害認定日において国民年金法施行令別表に定める程度(1級・2級)であること。

※障害年金の等級は障害者手帳の等級とは関係なく、診断書などをとりに審査・決定されます。

※障害認定日：障害の原因となった傷病の初診日から起算して1年6か月を経過した日、または1年6か月以内に症状が固定した場合はその日。20歳前の障害の場合は20歳の誕生日の前日。

・初診日の属する月の前々月までに被保険者期間がある時は、その被保険者期間のうち、保険料納付

済期間と保険料免除期間(一部納付した期間)を合算した期間が3分の2以上であること。

※初診日が平成28年3月31日以前の場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。

◆申請の手順

障害基礎年金の請求を希望される方はご相談ください。その際に、次のことをお尋ねします。

- ①どのような障害なのか。
- ②病気の発症した時期、初診日、通院の状況など。

身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方は、ご持参ください。

※初診日が厚生年金加入中の方は年金事務所、共済年金加入中の方は共済組合での請求となります。

【問合せ】小 国保年金課

担当 嘉村・岩本 ☎73・8802

佐賀年金事務所 ☎31・4191

◆雇用期間 夏休み期間

◆申込方法 (提出書類)

写真を添付した市販の履歴書を

筒の表に「履歴書在中」と朱書きして左記に送付してください。

〒845-1850

小城市小城市253番地21

小城市教育委員会

学校教育課 宛

※履歴書に昼間連絡がとれる電話番号(携帯電話番号など)を必ず記入してください。

※履歴書の返送はしませんので予め了承ください。

◆受付期間

6月11日(月)～15日(金)必着

◆採用方法

後日、連絡する日に試験を行い採用の可否を決定します。

【問合せ・申込み】

小学校教育課

担当 辻田・北川

☎73・8807

【日々雇用職員】 ※予定のため内容が変更になることがあります。

職 種	業務内容	必要な資格など	基本的な勤務形態	主な勤務場所	募集人員(予定)	報酬
放課後児童クラブ指導員	放課後児童クラブ指導員業務	無	月～土 8:30～18:00 のうち数時間 (各放課後児童クラブにより勤務時間など異なる)	小城市内 放課後 児童クラブ	10人程度	時給 813円



平成18年7月20日小城市(川原・桑鶴線)

昭和58年から、毎年6月を「土砂災害防止月間」と定めています。6月～7月にかけて、台風や豪雨に見舞われやすいため、土砂災害が発生しやすい環境にあり、全国で毎年約1,000件の土砂災害が発生しています。土砂災害はいつ起きるかわかりません。日頃から気象情報に注意し、避難所の確認や、避難経路の確保など災害が起こる前に備えておきましょう。

◆小城市指定避難所

名 称	場 所	連絡先
小城保健福祉センター「桜楽館」	小城町畑田750番地	73・7117
三日月保健福祉センター「ゆめりあ」	三日月町長神田2312番地3	73・9270
小城市議会棟	牛津町柿樋瀬1100番地1	63・8810
芦刈保健福祉センター「ひまわり」	芦刈町三王崎1522番地	66・5566

上記の施設は、自主避難所としても指定されています。

【問合せ】 建設課
担当 西田・池田
☎63・8825



庁舎建設の状況と今後の計画についてお知らせします

新庁舎建設工事状況

昨年12月から本格的な建設工事が始まっています。

建設工事では、まず増築庁舎の建設に着手し、7月中旬ごろの完成を見込んでいます。

増築庁舎完成後は、三日月庁舎の行政機能（福祉部・総合窓口）を増築庁舎1階に移転させ、その後、三日月庁舎を改修し、一部の付帯工事などを残して**12月に完成する計画**です。

工事期間中、市民の皆さま、近隣の皆さまには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。



三日月庁舎(左側)と増築庁舎(右側)

【増築庁舎】

増築庁舎には、市民の方の利用が多い市民部や福祉部などの窓口部門と総務部門、防災対策室などが配置されます。

すでに、鉄骨の柱が建ち、アルミサッシの取り付けや内壁・外壁などの貼り付け工事が完了しました。

現在、内壁・外壁の塗装や照明器具などの取り付けを行い、今後、床仕上げや内部建具の取り付け工事を行っていく予定です。



【三日月庁舎】

三日月庁舎には、建設部や産業部、教育委員会、議会が配置されます。

改修工事は、増築庁舎完成後の8月頃から行う予定です。その後、増築庁舎と廊下でつながり、一つの建物となります。

【三日月環境改善センター】

改善センターは、小城市庁舎別館（仮称）として、「教育相談」の拠点、「市民団体やボランティア団体」の活動の場として使用するため、一部改修工事を行い5月中旬に完了しました。



▲改修前



◀改修後

【駐車場】

増築庁舎南側と西側の駐車場工事は、すでに完了しました。

増築庁舎の西側駐車場には、大雨時などの浸水や川の氾らんを防ぐため、雨水を一時的に溜める施設（調節池）を整備しています。



工事の進捗状況の写真などは、市のホームページにも掲載しています。

【問合せ】企画課

本庁舎移行推進係
担当 池田・野口

☎73・8837

改修工事をした住宅の固定資産税が減額になります

「バリアフリー改修」

◆対象

- ①平成19年1月1日以前に建築された住宅であること
- ②65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障がいのある方のいずれかが居住していること
- ③一定の要件を満たし、費用が30万円以上（補助金を除く）の施工をしていること

「耐震改修」

◆対象

- ①昭和57年1月1日以前に建築された住宅であること
- ②現行の耐震基準に適合させるよう一定の要件を満たし（耐震基準適合工事の証明が必要）、費用が30万円以上の施工をしていること

「省エネ改修」

◆対象

- ①平成20年1月1日以前に建築された住宅であること
- ②一定の要件を満たし（省エネ基準適合工事の証明が必要）、費用が30万円以上の施工をしていること

◆減税額

1戸当たり120㎡の床面積相当分までの家屋にかかる

固定資産税の3分の1を減額。

※耐震改修による減額および新築住宅軽減との重複した適用はできません。

「問合せ」

◆小 税務課

- ①昭和57年1月1日以前に建築された住宅であること
- ②現行の耐震基準に適合させるよう一定の要件を満たし（耐震基準適合工事の証明が必要）、費用が30万円以上の施工をしていること

◆減税額

1戸当たり120㎡の床面積相当分までの、家屋にかかる固定資産税の2分の1を減額

いずれの改修も原則、工事完了後、3か月以内に必要書類を添付した申請書の提出が必要です。詳細はお問合せください。

担当 南里・小柳

☎73・8801

たい肥投入補助事業

有機農業を促進するため、市内に在住している方が左記の畜産農家からたい肥を購入し、農園や家庭菜園に使用した場合、購入金額の2分の1を助成します。

◆上限額

年間3万円（1世帯当たり）

◆補助の対象

農業の方だけでなく、家庭菜園も補助の対象になります。

◆注意事項

たい肥を撒き終えてから申請してください。購入だけでは補助対象とはなりません。

◆申請に必要なもの

- ・領収書
- ・振込み先の通帳
- ・印鑑

【問合せ・申込み】

農林水産課

担当 鮎川・川原田

☎63・8820



「小城市暴力団排除条例」、 「小城市公の施設における 暴力団排除条例」を施行 しています



この条例は、市・市民・事業者が協力し、暴力団を排除しようとするものです。

ご理解とご協力をお願いします。

条例の基本理念

◆暴力団に対する「4ない運動」

- 暴力団を恐れない
- 暴力団に対して資金提供しない
- 暴力団を利用しない
- 暴力団事務所を開設させない

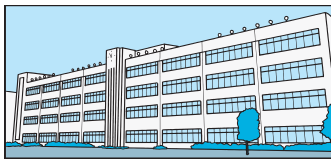
◆市の取り組み

- ・市が実施する公共工事その他の事務または事業から暴力団を排除するための措置（入札や下請けからの排除）を行います。



- ・市が設置する公の施設が暴力団の活動に利用されることで暴力団の利益となると認めるときは、利用を許可しないなどの措置を行います。このため、施設の利用者には、誓約書の提出をお願いします。

- ・市立中学校で青少年が暴力団に加入したり、暴力団犯罪の被害にあわないようにするための必要な教育を行います。



◆市民・事業者の責務

- ・市が実施する暴力団排除に関する施策へ協力するよう努めます。
- ・暴力団に関する情報を知った時は、警察署や市に提供するよう努めます。



- ・市民は、暴力団の威力を利用し、または暴力団の活動や運営に協力する目的で暴力団員等に利益を供与してはいけません。

条例案の作成にあたり、市民の皆さんのご意見を募集するパブリックコメントを実施しました。ご意見、ありがとうございました。

結果は、ホームページに掲載しています。

【条例に対する問合せ】

牛 総務課

☎ 63・8818

【暴力団に関する相談窓口】

佐賀県警察本部 組織犯罪対策課

☎ 24・1111（代表）

体育指導委員と住民スポーツ 推進指導者の名称変更

昨年6月に「スポーツ基本法」が制定され、これまでの「体育指導委員」から「スポーツ推進委員」へ名称が変わりました。

また、この変更をうけて、各行政区に概ね1名ずつ活動されている「住民スポーツ推進指導者」の名称が類似しており、混同しやすいため、今後は「スポーツサポーター」と変更します。

（旧）「住民スポーツ推進指導者」



（新）「スポーツサポーター」

【問合せ】小 生涯学習課

担当 永ノ間・北島

☎ 73・8808



健康プランの中間評価と見直しを行いました

策定から、5年目となる健康プランの中間評価と見直しを平成23年度に行いました。

見直しは、健康に関して知識や経験のある方、関心のある市民代表の方々に組織する「小城市健康プラン中間評価検討会」で議論を重ねました。

●市の重点的な取り組み順位を見直し、

①糖尿病対策

②肥満対策

③たばこ対策

としました。

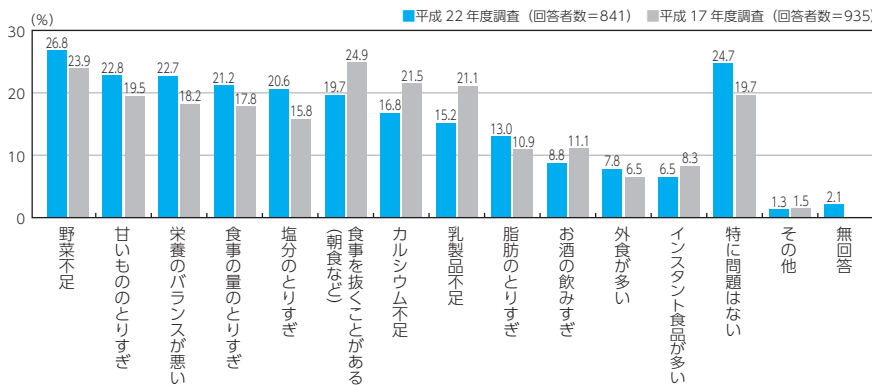
たばこ対策が喫煙率の低下と禁煙・完全分煙認証施設の増加により改善がみられた一方、糖尿病は

平成22年度の特定健診の結果、県内20市町中3位と上位でした。

受診者の10人に一人は糖尿病領域でした。また、6割の人は境界域で、正常の人は3割弱という結果でした。



図1【食生活の問題】



●栄養・食生活ではBMIが25以上の男性肥満者や、30代女性の欠食率の増加がみられました。

意識調査でも(図1)のような問題点が見られましたので、今後も食育推進の取り組みを進めていきます。

●運動習慣(1日30分以上/週2回/1年以上)では、男性は改善され、31・2%でしたが、女性は23・6%と悪化していました。

運動習慣の定着のために健康体操「おぎ、あーもー体操」や、ウォーキングマップなどの普及を目指していきます。

●こころの健康づくりでは、過去1か月にストレスを感じたことがある割合は、前回調査より3・1ポイント増加していました。特に、20代女性と30代男性が高く、次いで30代・40代女性となっています。今後、ストレス社会に向き合っていくためにも、普段から、家族や仲間とのコミュニケーションを大切にし、お互いの話を聴きあう関係が必要です。

●歯の健康では、子ども達のむし歯の状況は改善されてきましたが、引き続き取り組むことが大切です。

●まとめ

特定健診の受診率が伸びない現状があり、未受診者の中には糖尿病域や境界域の人も潜在していると思われます。また、特定健診の結果からも「糖尿病対策」を最重要課題と考え、予防と治療への取り組みを優先していきたいと考えています。市民、行政、医師会など、地域ぐるみで対策に取り組み、「糖尿病にならない」あるいは「悪化させない」ように取り組む必要があります。

そのためにも一人ひとりが、好ましい生活習慣を身につけ、健康で元気に生活できる社会をめざして、より一層取り組む必要があります。

小城市健康プランのめざす姿は「みんなで支えあつ元気な小城市」です。みんなで健康づくりの輪を広げていきましょう。

【問合せ】健康増進課

担当 松尾・山口

☎73・8822

さくらプラン後期重点項目が決定しました!

小城市男女共同参画プラン(通称さくらプラン)は、平成19年度～28年度の10か年を計画期間としています。

「男女がともに認め合い、支えあい、希望あふれる小城市をめざして」を基本目標に、市民のだれもが人権と男女共同参画についての共通理解を深めることを目指しています。計画策定から5年を経過したため、平成24年度からの後期重点項目を決定し、より効果的に計画に取り組んでいきます。

★さくらプラン後期重点項目

政策Ⅰ

「誰もがわかりあう まちづくり」

◆男女平等の意識啓発

固定的な性別役割分担意識※①を解消し、誰もが対等な立場で支え合う社会を築いていくため、周知・広報活動を行います。

※①「男は仕事・女は家庭」などのように男女の性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方

◆教育の場における男女共同参画の推進

「学校」「家庭」「地域」「職場」などの様々な場面で、女性にとっても男性にとっても暮らしやすい社会を目指します。

政策Ⅱ

「互いに支えあう まちづくり」

◆子育て支援の充実

子どもを安心して産み、育て、子育ての喜びや楽しみを見出すことができる社会を目指します。

◆あらゆる暴力の根絶に向けた環境の整備

DV(ドメスティック・バイオレンス※②)や児童虐待、高齢者虐待など、あらゆる暴力を許さない意識の啓発と、関係機関との連携をはかり、あらゆる人々の人権が尊重される社会を目指します。

※② 親密な男女間(パートナー間)での、身体的・精神的・経済的・性的な暴力のこと

政策Ⅲ

「共に創りあう まちづくり」

◆政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

政策・方針決定過程へ男女が共に参画することができ、双方の意見が対等に反映されるよう、女性の参画機会の拡大に向けて、女性人材の育成や意識の啓発・浸透を目指します。



懇談会を開催しました!

重点項目決定にあたり、市内の有識者8人で懇談会を開催しました。(有識者意見 抜粋)

- ◎「教育」は家庭・地域・職場など、あらゆる場面における男女共同参画推進のすべての根幹となる。そのため、他の施策も包括し、**学校教育だけではなく幅広い世代への「教育」としてほしい。**
- ◎「男女共同参画」とは、女性のみではなく、「**男性にとっても生きやすい社会を目指すこと**」だと、広く伝えてほしい。
- ◎暴力は「殴る、蹴る」などの身体的なものだけではなく、**精神的・経済的なものも含まれる**ということを知周知してほしい。

6/23～29は「男女共同参画週間」です

←詳しくはP16の情報いろいろをご覧ください。

【問合せ】 ☎ 企画課 担当 福岡・熊谷 ☎63・8803

小 小城市庁舎 三 三日月庁舎 牛 牛津庁舎 芦 芦刈庁舎

平成24年度

じんけんふれあいセミナー受講者募集

◆募集定員 70人（定員を越えた場合は抽選）

◆受講料 無料（第3回目のフィールドワークのみの参加はお断りします）

	開講日	講師	内容テーマ	場所
第1回	7月26日（木） 13：30～15：00	<small>あずま とうぜん</small> 東 統禅さん <small>ふくだん し</small> 福田寺住職	「縁にまかせて」	牛津保健福祉センター 「アイル」
第2回	8月31日（金） 13：30～15：30	<small>すぎ お ひてや</small> 杉尾 秀哉さん TBSニュースキャスター	「報道と人権」 ～情報化社会を生きる～	小城市生涯学習センター 「ドゥイング三日月」
第3回	10月4日（木） 8：30～17：00	現地研修フィールドワーク	世界記憶遺産 山本作兵衛 作品鑑賞と炭坑の歴史学習	福岡県田川市 田川市石炭・歴史博物館
第4回	10月17日（水） 13：30～15：00	<small>ソン スンオン</small> 孫 承言さん 名護屋城博物館	「韓国における人権とその歴史」 (仮題)	牛津保健福祉センター 「アイル」
第5回	12月15日（土） 13：30～15：30	<small>こうの よしゆき</small> 河野 義行さん 松本サリン事件被害者	「報道被害と人権」(仮題)	小城市生涯学習センター 「ドゥイング三日月」
第6回	1月10日（木） 13：30～15：00	<small>むらかわ</small> 村川 カルミナさん 国際交流協会	「日本の人権外国の人権」(仮題) ～日本とメキシコ、文化の違い～	牛津保健福祉センター 「アイル」

※都合により講座の内容などを変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

※受講希望者は、下記の参加申込書に必要事項を記入し、お近くの各庁舎総合窓口

または公民館に提出してください。(FAX可)

※全6回受講者には、修了書を授与します。



締め切り 6月29日(金)

【問合せ】

小城市社会人権・同和教育推進協議会事務局
担当 常松・木村（市民課 人権・同和対策室内）
☎73・8800 FAX73・8811

キ リ ト リ 線

平成24年度「じんけんふれあいセミナー」受講申込書

住所		電話	— —
氏名			

個人情報は、受講者との連絡のためにのみ使用し、他に使用することはありません。

*お近くの各庁舎総合窓口 または 公民館に提出してください。